



岡山市

犯罪被害者等支援金

犯罪被害に遭われた方に対し、
支援金を支給します。

対象要件

被害者が市内居住者であること

※やむを得ない理由により住民登録がない実質居住を含みます。

対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪に当たる行為
(殺人、傷害、不同意わいせつ等)

※警察で被害届が受理されていることが必要です。

申請期限

以下のいずれかに当てはまる方は申請が可能です。

- (1) 当該犯罪被害の発生を知った日から2年以内
- (2) 当該犯罪被害が発生した日から7年以内

支援金の種類	対象	金額
遺族支援金	犯罪行為によって亡くなった市民の遺族の方	30万円
重傷病支援金	犯罪行為によって重傷病を受けた方 ※医師の診断により全治1か月以上の加療を要する状態をいいます。精神的傷害を含みます。	10万円

お問い合わせはお気軽に

岡山市 生活安全課 交通安全防犯室

電話: 086-803-1106

メール: seikatsuanzen@city.okayama.lg.jp

ホームページもご覧ください。

岡山市 犯罪被害者等支援金

検索

